

政令第二百九十六号

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の施行期日は、平成十九年十月一日とする。